

指宿広域市町村圏組合補助金交付規則

(平成6年指宿広域市町村圏組合規則第27号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号

平成25年指宿広域市町村圏組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、法令又は他の規則に特別の定めのあるものほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項、その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、組合が組合以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 交付金
- (3) 助成金
- (4) その他相当の反対給付を受けない給付金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者」とは、補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、管理者に対し、その定める時期までに提出しなければならない。ただし、管理者は、次に掲げる書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 補助事業等に係る収支予算書（別記第3号様式）又はこれに代わる書類
- (3) 補助事業等が工事の施工に係るものであるときは、その実施設計書又はこれに代わる書類
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第4条 管理者は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定をするものとする。

2 管理者は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第5条 管理者は、補助金の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(補助金等の交付の決定の通知)

第6条 管理者は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業等の内容の変更)

第7条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容等について変更事由が生じたときは、補助金変更承認申請書（別記第5号様式）に変更事業計画書（別記第6号様式）、変更収支予算書（別記第7号様式）、その他管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により補助事業等の内容等の変更の申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めたときは、補助金変更承認通知書（別記第8号様式）により、その承認をするものとする。この場合において、補助金等の交付決定額の変更を必要とするときは、併せて補助金等の交付の変更を補助金変更交付決定通知書（別記第9号様式）により決定するものとする。

3 前2条の規定は、前項の変更の承認及び変更の決定について準用する。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者及び補助事業等の内容等の変更の申請をした者は、前2条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付若しくは交付の変更の決定（以下「交付の決定」という）の内容

又はこれらに付された条件に不服があるときは、交付の決定を受けた日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 管理者は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 第6条の規定は、前項の取り消し及び変更の処分をした場合について準用する。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という）の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他管理者の命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならず、補助金等の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第11条 管理者は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業等の遂行の状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ管理者に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

(1) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 管理者は、補助事業者等が法令等の定め又は補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他管理者の命令若しくは指示に従って遂行されないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 管理者は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。この場合において、管理者は、当該補助事業者等が前項の規定による命令の内容に適合させるための措置を管理者の指定する期日までに執らないときは第15条の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときも含む）は、補助金実績報告書（別記第10号様式）に事業実績書（別記第11号様式）、収支精算書（別記第12号様式）、その他管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第13号様式）に関係書類を添えて管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、特に必要があると認めたときは、補助金等の交付決定額の範囲内において補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

3 前項の概算払又は前金払を受けようとする者は、補助金概算（前金）払申請書（別記第14号様式）及び補助金交付請求書に関係書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定の取消し)

第15条 管理者は、補助事業者が補助金等を他の用途へ使用したり、補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は管理者の命令若しくは指示に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第6条の規定は、前項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第16条 管理者は、補助金等の交付の決定を取り消された場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 管理者は、前項の規定による処分をした場合において、やむを得ない事情が

あると認めたときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等の目的を達成するため執った措置、当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を管理者の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を広域市町村圏組合に納付した場合又は当該財産に応じ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した場合は、この限りではない。

(立入検査等)

第18条 管理者は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(証拠書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(補助金等の交付手続の特例)

第20条 管理者は、第3条、第4条、第6条、第13条又は第14条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該各条の手続を併合し、又は省略して補助金等を交付することができる。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

第 号
年 月 日

指宿広域市町村圏組合

管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊞

年度 補助金交付申請書

年度において 事業を実施したいので、下記のとおり補助金
を交付くださるよう、指宿広域市町村圏組合補助金交付規則第3条の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 実施設計書又は参考資料

第2号様式(第3条関係)

事業計画書

事業名

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の負担区分

	円
	円
	円
合 計	円

第3号様式（第3条関係）

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
計					

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	前年度予算額	比較		備考
			増	減	
計					

第4号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

指宿広城市町村圏組合

管理者

印

年度 補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度

補助金について下記のとおり交付することに決定したので、指宿広城市町村圏組合補助金交付規則第6条の規定により、通知します。

記

1 補助事業に要する経費 金 円

2 補助金の額 金 円

3 交付の条件

第5号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

指宿広域市町村圏組合

管理者 様

申請者 住所

氏名 ㊞

年度 補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度

事業を下記のとおり変更したいので、指宿広域市町村圏組合補助金交付規則第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

(うち前回までの申請額 金 円)

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

(注) (1)及び(2)については補助金交付申請書に添付する変更事業計画書及び変更収支予算書を用いて作成し、変更に係る部分は二段書きとし、変更前のものを括弧書きで上段に記載すること。

第6号様式(第7条関係)

変更事業計画書

1 事業名

2 事業の目的

3 変更事業計画

第7号様式(第7条関係)

変更収支予算書

1 収入の部

区分	当初申請額	変更申請額	差引増減	備考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区分	当初申請額	変更申請額	差引増減	備考
	円	円	円	
計				

第8号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

指宿広域市町村圏組合

管理者

印

年度 補助金変更承認通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度

事業の変更については、指宿広域市町村圏組合補助金交付規則第7条の規定により承認します。

第9号様式(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

指宿広域市町村圏組合

管理者

印

年度 補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度

事業の変更については、指宿広域市町村圏組合補助金交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助事業に要する経費 金 円

2 補助金の額 金 円

3 交付の条件

第10号様式(第13条関係)

第 号
年 月 日

指宿広域市町村圏組合

管理者 様

補助事業者 住所

氏名 印

年度 補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき

事業を実施したので、指宿広域市町村圏組合補助金交付規則第13条の規定により、
関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

1 事業実績書

2 収支精算書

第 11 号様式(第 13 条関係)

事 業 実 績 書

1 事業名

2 事業の目的

3 事業実績

第 12 号様式(第 13 条関係)

収 支 精 算 書

1 収入の部

区分	本年度精算額	前年度精算額	差引増減	備考
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区分	本年度精算額	前年度精算額	差引増減	備考
	円	円	円	
計				

第13号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

指宿広域市町村圏組合

管理者 様

補助事業者 住所
氏名 ㊞

年度 補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知書に基づく 年度
事業補助金を交付くださるよう指宿広域市町村圏組合補助金交
付規則第14条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

総 額	前回までの交付額	今 回 請 求 額	未 請 求 額
円	円	円	円

預金口座番号

(金融機関名)

本・支店 普通 号

預金口座名義人

第14号様式(第14条関係)

第 号
年 月 日

指宿広域市町村圏組合

管理者 様

申請者 住所
氏名 (印)

年度 補助金概算（前金）払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった
事業補助金を指宿広域市町村圏組合補助金等交付規則第14条の規定により下記の
とおり概算（前金）払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 概算（前金）払申請額 金 円

事 業 費	補 助 金	概算払 受領済額 前金払	今回申請額	残 額
円	円	円	円	円

2 概算（前金）払を必要とする理由